

別表第1号 (第2条関係)

農機具損害共済の共済目的及び耐用年数表

共 済 目 的		耐 用 年 数
種 類	機 種	
原 動 機	モーター	7
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	7
乗用トラクター		7
耕 整 地 機	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土破碎機(バンブレイカー)・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・歩行用トラクター(動力耕うん機を含む。)	7
栽 培 管 理 機 具	たい肥散布機(マニユアスプレッダー)・石灰散布機(ライムソワー)・施肥播種機・田植機・管理機・畦塗機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレーヤー・動力噴霧機・動力散布機・スピードダスター・土壤消毒機・誘が灯	7
	かんがい排水機具	7
収 穫 調 整 機 具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機(バインダーを含む。) ・カッター・稲わら収集機(自走式のものを除く。) ・収穫機(苧麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(玉ねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む。) ・つる切り機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・洗浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー	7
	ウィンドローア・普通コンバイン・脱穀機・粃摺り機・とうみ・移動式乾燥機(穀物・特用作物・しいたけ用を含む。) ・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はっか蒸りゅう機・いも切機・干びょう製造機	7
	精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む。)	7
農 加 工 機 具	い草選別機・いわり機・豊表織機(いむしろ織り機を含む。) ・花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機	7
	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備	7
畜 産 機 具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー(バールローダ・マニュアルローダを含む。) ・ヘーカッター・ヘードライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージブロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機	7
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・収卵用機具	7

(追録第六号)

養 蚕 用 具 機 具	条桑刈取機・抜根機・暖房機	7
	蚕(稚蚕・壮蚕)用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ざ桑機・動力条払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機	7
運 搬 用 具 機 具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条用運搬機(モノレールカー)	7

**別表第2号** (第204条第2項関係)

第16条第3項及び第4項の規定による 通知の遅延期間	割合
10日以上1ヶ月未満	10%
1ヶ月以上3ヶ月未満	20%
3ヶ月以上	30%
修理済みで、損害が確認できない場合	100%

**別表第3号** (第205条第6号関係)

<p>&lt;トラクタ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エアクリーナ・エレメント</li> <li>○燃料フィルタ・エレメント</li> <li>○エンジン・オイル・フィルタ (カートリッジ)、ミッション・オイル・フィルタ (カートリッジ)</li> <li>○油圧オイル・フィルタ (カートリッジ)</li> <li>○エンジン・ファン・ベルト</li> <li>○パイプ、ホース類 (燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど)</li> <li>○電球類 (ヘッドライト、方向指示器、モニターやメータのランプなど)</li> <li>○ヒューズ (ヒュージブル・リンクを含む)</li> <li>○その他</li> </ul> <p>&lt;田植機&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○点火プラグ (ガソリンエンジンのみ)</li> <li>○ベルト類 (ミッション、油圧ポンプ、駆動など)</li> <li>○植付爪 (固定爪、可動爪など)</li> <li>○苗のせ台摺動部品</li> <li>○油圧オイル・フィルタ (カートリッジ)</li> <li>○ケーブル (ワイヤー) 類</li> <li>○パイプ、ホース類 (燃料パイプ、ラジエータ・ホースなど)</li> <li>○電球 (ヘッドライトなど)</li> <li>○ヒューズ (ヒュージブル・リンクを含む)</li> <li>○その他</li> </ul> <p>&lt;コンバイン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エアクリーナ・エレメント</li> <li>○燃料フィルタ・エレメント</li> <li>○エンジン・オイル・フィルタ (カートリッジ)</li> <li>○油圧オイル・フィルタ (カートリッジ)</li> <li>○HSTオイル・フィルタ (カートリッジ)</li> <li>○ベルト類 (エンジンファン、ミッション、刈取、こぎ胴、振動、選別、唐み駆動ベル</li> </ul>
--

トなど) ○かき込み(突起き付き) ベルト、かき込みホイール(スターホイール・パッカー) ○チェーン類(引起し、横搬送(株元、穂先)、たて搬送(株先)、フィード、排わら(株元、穂先)、チェーンなどで、各爪、タインやピン等も含む) ○刈刃(刈刃、受刃など) ○こぎ刃(各種こび歯、わら切歯、処理胴こぎ歯など) ○受網 ○排わら・カッターの刃(供給刃、切断刃など) ○ワイヤー類(スロットル)、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど) ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど) ○電球類(ヘッドライト、方向指示器等、モニターやメータのランプなど) ○その他
---

(注1) 上記の消耗部品一覧表のその他については、次のとおりとする。

タイヤ、チューブ、タイヤホイール取付ボルト、アイドラ、バッテリー、バッテリー液、ブレーキシュー、クラッチディスク、各種パッキン、オイルシール、ガasket、ベアリング、Oリング、ピストンリング、点火プラグ、ブッシュ(ゴム)、ブーツ、ローダのバケット類、ロータリ及び類似作業機、畦塗機等の駆動チェーン及びテンション、ロータリチェーンケース下ホゴカバー・ベアリング受け側下ホゴカバー・ブラケットガード(ガード)、動力伝達軸、周辺ベアリング、ベアリングケース、シール、ロータリ軸及び取付部品、爪ホルダ又はフランジ(ホルダがだめでロータリ軸交換の場合も含む)、ロータリ爪、草まきつき防止線(ワイヤー・バー)及び取り付け部品、マッドレスシート及びその機能パーツ、畦塗り機ディスク・ドラム、シャーボルト(安全ボルト)、シャーボルト取付け穴の疲労による周辺部破壊、自脱型コンバインの一部機種に使用されている廃ワラ排出周辺のゴム・樹脂部品、螺旋軸及びケース、スロワはね及びスロワケース

(注2) 上記に掲載されている消耗部品一覧については、一部品の例でありこれ以外の消耗部品の判定についてはそのつど判断するものとする。

(注3) トラクタ・田植機・コンバイン以外の農機具についても上記に準ずる。

(注4) エンジンオイル、ミッションオイル、油圧オイルなどの各種オイルやグリス類、不凍液などもその補充、交換を行う必要があるので、消耗部品に準ずる。

(注5) 刈刃(刈刃、受刃など)については、圃場にありえない異物(泥、草を除く)の巻込及び接触による破損に限り、共済事故とします。ただし、原因不明の破損や刈取部を畦へ乗り出して収穫する方法による破損は支払対象としない。

(追録第六号)

別表第4号 (第205条第8号関係)

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金を支払う責めに任じない割合
クローラー(使用年数4年以上6年未満又は使用時間200時間以上300時間未満)	20%
クローラー(使用年数6年以上7年未満又は使用時間300時間以上400時間未満)	40%

クローラー (使用年数7年以上8年未満又は使用時間400時間以上500時間未満)	60%
クローラー (使用年数8年以上9年未満又は使用時間500時間以上600時間未満)	80%
クローラー (使用年数9年以上10年未満又は使用時間600時間以上700時間未満)	90%
クローラー (使用年数10年以上又は使用時間700時間以上)	100%

別表第5号 (第215条関係)

経年減価残存率表

経過年数 \ 耐用年数	7年
1年未満	100.00 %
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年	10.00

別表第6号 (第227条第2項関係)

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害を防止又は軽減できたと認められる場合	削減割合
(一般注意)	20%
1. 整備時にエンジンを止めなかった(油圧ロック含む)	20%
2. 前進、後進、旋回時に安全確認を怠った。(脇見、片手運転、飛び降りを含む)	10%
(機関始動)	20%
3. 機関始動時、変速を「中立」、クラッチを「切」にして安全を確かめてから始動しなかった	20%
(発進)	20%
4. 急発進(後進)した。(特にけん引負荷をかけている場合及び運送の際含む)	20%
(ブレーキロック)	20%
5. 道路走行時に、左右のブレーキペダルを連結しなかった	20%
(デフロック)	20%
6. 道路走行時に、デフロックを「解除」にしなかった	20%
7. 道路走行時に、前輪倍速装置やその他の指定されたレバーを「切」にしなかった	20%

(作業)	
8. 高速走行、急旋回した(片ブレーキ使用含む)	20%
9. 坂道や斜面で方向転換、急旋回、クラッチの操作をした	20%
10. 駐車時に駐車ブレーキをかけなかった(エンジン停止含む)	20%
11. 前進・後進時の変速で「一旦停止」及び安全確認しなかった	20%
12. 異物が絡んでもすぐに作業を停止しなかった。(作業機の場合も同様)	10%
13. むかるみにはまったが無理に脱出をこころみた	20%
14. 十分な強度、幅、長さ(積込車両等の荷台等の高さの4倍以上、傾斜15度以下)を有し、フック付き滑り止めの歩み板を使用しなかった	40%
15. 積込車両の駐車ブレーキをかけなかった(輪止め等を含む)	40%
16. 積込んだ後車両をロープで固定しなかった	40%
(畦越え等)	
17. 高速で圃場へ出入りした	20%
18. 靱を満載したまま畦越えをした	40%
19. 高い畦(30cm以上)で歩み板を使用しなかった	20%
(作業機と本体)	
20. 排出ローダーを収納固定せずに走行、作業を行った	40%
21. 指定外のアタッチメントや作業機を付けていた	20%
22. 重い作業機を付けたときにバランスウェイトを付けていなかった	20%
23. 指定された回転数より高速回転及び低速回転で作業した	20%
24. 電気部品等に水をかけた	20%
25. 規定容量以上のヒューズを使用した	20%
(燃料補給)	
26. 燃料補給時に火気を近づけた。(エンジンを始動したまま燃料補給した場合を含む)	80%
27. 燃料補給後、こぼれた燃料を拭き取らずにそのままにした	20%
28. 配線の損傷、端子のゆるみ、燃料漏れ等の劣化がある	40%
(盗難事故)	
29. 格納場所に格納中(格納場所の施錠無し)	10%
30. 格納場所に未格納(格納場所の敷地内)	20%
31. 格納場所に未格納(圃場・道路・河川敷・山林等)	50%
32. 農機具に鍵を挿入又は農機具周辺に鍵を置いていた	10%
33. 農機具が運搬車両に積載した状態だった	10%
(その他)	
34. 点検・整備不良による損害(軽度)	10%
35. 点検・整備不良による損害(重度)	20%
36. 安全操作不良による損害(軽度)	10%
37. 安全操作不良による損害(重度)	20%

(注1) 上記1～28の内、2点以上混在する場合は、削減割合の最も高いものを適用する。但し、軽微な損害(3万円未満)については、10%を適用することができる。

(注2) 上記29～37については、2点以上混在する場合は、削減割合の合計を適用する。

(注3) 上記注釈で適用される削減割合の合計を別表第6号の削減割合とする。

**別表第7号** (第227条第2項関係)

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合
2回	10%
3回以降	30%